

# 福岡県公報

平成二十二年十月六日  
第三千六百十九号  
増刊 ①

## 目次

規 則 (第三十四号)

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) …………… 一

## 規 則

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十月六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十四号

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年福岡県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

|     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| 申請者 | 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)<br>氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印 |
|-----|----------------------------------------------------|

を

申請者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印  
(生年月日) 年 月 日

に改め、

「法人の場合にあつては、」の次に「役員名(ふりがな)及び生年月日を記載した役員名簿並びに」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。